

【別表】

区分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補助率	採択基準等
森林の育成・整備に関する事業	山林用優良苗木生産推進事業	群馬県山林種苗緑化協同組合	健全な森林を造成するため、優良苗木（確認苗木）を計画的に生産し、苗木の円滑供給体制を確立するために要する経費	代表理事が予算の範囲内に定めた額	
林業労働力の安定確保に関する事業	新規就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業体</li> <li>・次に掲げる要件を全て満たす事業主</li> <li>①雇用契約を文書で締結している。</li> <li>②就業規則を定め、労働基準監督署に届出ている。</li> <li>③次に掲げる社会保険等に加入している。</li> <li>労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職金共済制度</li> </ul>	新規就労者に対して用意する作業服、道具等（チェーンソー、刈払機を含む）基本的装備及び作業用具の購入に要する経費（支度金）	1/2以内。 ただし、1人8万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ただし、全国森林組合連合会が行う「 <u>緑の雇用担い手対策事業</u> 」との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とする。
			新規就労者に住宅手当を支給する場合これに要する経費（住宅手当）	1/2以内。 ただし、1人一月5万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ただし、全国森林組合連合会が行う「 <u>緑の雇用担い手対策事業</u> 」との併用は認めない。 ②長期就労の見込める新規就労者とする。 ③新規就労から5年満了までを補助対象期間とする。
			新規就労に伴い県外から県内に住居を移転した者に対し、その移転料を負担するために要する経費（移転料）	10/10以内。 ただし、単身者3万円、家族を伴う者5万円を上限とする。	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②新規就労者が4箇月以上林業現場で従事している場合に限る。
	蜂刺アレルギー症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業主（1人親方を含む。）</li> </ul>	蜂に刺されないための安全対策として防止用具等の整備に要する経費	1/2以内	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ②蜂被害を未然に防止するための用具の整備及び救急処置用具の購入に係る経費。
	高機能安全装具導入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業主（1人親方を含む。）</li> </ul>	林業従事者の労働災害防止のため、安全性の高い装具の配布に要する経費	1/2以内	①事業主体が経費を負担する場合に限る。 ただし、全国森林組合連合会が行う「 <u>緑の雇用担い手対策事業</u> 」との併用は認めない。 ②配布対象者は、原則、年間従事日数150日以上林業労働者で、補助対象装具は次のとおりとする。 ・安全ズボン ・安全ブーツ ・高視認上着 ・防震手袋（安全基準に合致するもの） ・スパイク付き安全地下足袋 ・イヤマフ付き高機能ヘルメット ・安全ベルト

区 分	事業種目	事業主体	補助対象経費	補 助 率	採択基準等
林業労働力の安定確保に関する事業	資格取得促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業体</li> <li>・次に掲げる要件を全て満たす事業主</li> <li>①雇用契約を文書で締結している。</li> <li>②就業規則を定め、労働基準監督署に届出ている。</li> <li>③次に掲げる社会保険等に参加している。</li> <li>労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職金共済制度</li> </ul>	林業現場における施工管理者と高性能林業機械等のオペレーターの養成や林業従事者の基礎的な資格取得に要する経費	1 / 2 以内 ただし、土木施工管理技士及び造園施工管理技士は8万円を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業主体が経費を負担する場合に限る。</li> <li>②補助対象講習等は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施工管理技士</li> <li>・造園施工管理技士</li> <li>・車両系建設機械運転技能講習</li> <li>・不整地運搬車運転技能講習</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・高所作業車運転技能講習</li> <li>・玉掛技能講習</li> <li>・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</li> <li>・はい作業主任者技能講習</li> <li>・その他代表理事が必要と認めた技能講習等</li> <li>・安全衛生特別教育規程第7、8、9条関連の特別教育</li> </ul> </li> <li>③独立法人雇用・能力開発機構が実施している助成制度に該当する場合は、適用外とする。</li> </ul>

注) 軽微な変更は、事業量・事業費の20%以内の増減とし、これを超える場合は重要変更該当し、事業変更承認が必要となる。